

平成29年5月31日

大阪航空局

有限会社アドバンスドエアーに対する事業改善命令について

～安全運航のため厳格に指導監督を行って参ります～

有限会社アドバンスドエアーにおいては、輸送の安全を阻害している事実が認められたため、本日付けで、航空法第112条の規定に基づき、必要な措置を講じるよう事業改善命令を行いましたのでお知らせします。

（事案の概要）

平成29年3月27日から29日及び4月19日から21日にかけて有限会社アドバンスドエアー（本社：石川県金沢市）に対し立入検査を行った結果、同社において、搭載用航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載を繰り返し行っており、航空機の耐空性に影響を及ぼしかねない管理を行っていた。

また、この他にも、不適切な記録がなされた搭載用航空日誌に基づき、航空機乗組員の飛行実績及び就労実績、飛行計画書及び重量重心位置のデータ等の記録を改ざん及び破棄を繰り返し行っていた。

（事業改善命令において指示した内容）

1. 安全意識の徹底及びコンプライアンス教育の実施
2. 安全管理体制の再構築
3. 運航及び整備体制の抜本的な見直し

大阪航空局としては、同社において講じられた措置を確認し、安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行って参ります。

添付資料：航空輸送の安全確保に関する事業改善命令

○問い合わせ先

国土交通省大阪航空局

航空事業安全監督官 久保田

電話：06-6949-0595（直通）

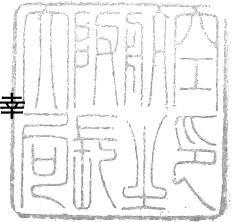
Fax：06-6949-1381（直通）

阪空安第 2 号
平成29年5月31日

有限会社アドバンスドエアー
代表取締役 丸山 基成 殿

国土交通省 大阪航空局長

干山 善幸



航空輸送の安全確保に関する事業改善命令

平成29年3月27日から3月29日及び4月19日から4月21日にかけて航空法第134条に基づき、貴社本社（石川県金沢市）に対して立入検査を実施した結果、下記1. のとおり輸送の安全を阻害している事実が認められた。

ついては、航空法第112条の規定に基づき、下記2. に掲げる措置を速やかに講じるよう命令する。

講じた措置については、平成29年6月28日までに報告されたい。

この処分不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して90日以内に国土交通大臣に対して審査請求を行うことができる。

記

1. 安全を阻害している事実

(1) 搭載用航空日誌の改ざんによる不適切な管理

航空機に備え付けている航空日誌について、実際の飛行時間を記載せず、また飛行の記録を改ざんし、飛行時間に信憑性がなく航空機の耐空性に影響を及ぼしかねない管理を行っていた。

(2) 運航に関する記録の不適切な管理

不適切な記録がなされた搭載用航空日誌に基づき、会社として管理する航空機乗組員の飛行実績及び就労実績について事実とは異なる記録をしていた。

更に搭載用航空日誌に記載した記録と整合しない飛行計画書及び重量重心位置のデータ等の記録を破棄していた。

また、この他にも事実を隠蔽し、整備士の訓練記録の改ざんや大阪航空局に対して虚偽の報告等を行っていた。

2. 講ずるべき措置

上記1. のとおり、貴社においては、航空法令により義務づけられている記録の改ざん及び破棄が繰り返し行われており、航空機の運航及び整備の管理が適切に実施されておらず、航空運送事業者が担うべき安全確保の責任・自覚や法令遵守の意識が著しく欠如しており、適切な安全管理体制が構築されていない。

航空運送事業者は、安全確保が最大の使命であり、絶えず安全性の向上に努めなければならない。

輸送の安全を確保するためには、安全統括管理者を中心として、全従業員が一丸となって安全確保に向けて取り組むことが必要であるとの認識のもと、以下の措置を講じること。

(1) 安全意識の徹底及びコンプライアンス教育の実施

全従業員に対し安全の意識の徹底及び法令・規定等の遵守への重要性を徹底させるための教育を行うこと。

(2) 安全管理体制の再構築

安全運航を最優先する安全方針を社内に浸透させ、安全に影響のある事案が発生した場合には、安全統括管理者に適切に報告され、それをもとに原因究明や必要な対策が講じられるよう安全管理体制を再構築すること。

(3) 運航及び整備体制の抜本的見直し

運航及び整備に関する記録を適切に管理し、運航の安全を確保するよう体制を抜本的に見直すこと。

以上